

相談受付概要 平成 30 年度の受付件数は東京・大阪両相談室合わせて 1,237 件

①職業別

相談者職業	件数
給与所得者	753
自営	71
家事従事者	157
学生	31
無職	128
企業・団体	15
不明	82
合計	1,237

②性別

相談者性別	件数
男	516
女	705
団体	14
不明	2
合計	1,237

③年代

相談者年代	件数
10代	16
20代	156
30代	216
40代	300
50代	296
60代	131
70代	58
80代以上	8
不明	56
合計	1,237

④商品役務別分類

商品・役務別	件数
運輸・通信サービス	295
土地・建物・設備	164
教養娯楽品	79
金融・保険サービス	71
他の役務（※1）	70
被服品	68
食料品	67
商品一般	66
保健・福祉サービス	64
車両・乗り物	62
教養・娯楽サービス	53
保健衛生品	42
住居品	40
他の相談（※2）	35
光熱水品	22
内職・副業・ねずみ講	16
教育サービス	13
役務一般	5
他の行政サービス（※3）	4
他の商品	1
合計	1,237

（※1）サービス業のうち金融・保険、運輸・通信、教育、教養・娯楽、保険・福祉に該当しないもの。

（※2）「売り手」対「買い手」という図式を持たない相談。個別の消費者問題はここに分類をしない。

（※3）消費者問題に直接関係ない相談で相談の相手が行政機関である場合。

- 20 代の息子が、バイト先の先輩に誘われて、仮想通貨のマルチ商法に加入した。やめさせたい。
（20 代男性 契約金額 20 万円）
- 女性からの電話で呼び出され、アクセサリー店で高額なアクセサリーを契約したが、解約したい。
（20 代男性 契約金額 68 万円）
- 家電店で、家電製品を購入時、水の定期宅配を勧誘され 3 年契約した。指定した日に不在で受け取れないことが 4 か月程続いたところ、事業者から一方的な解約予告書が届き解約料 22,000 円を請求されている。
（50 代女性 契約金額 4,000 円／月）
- 先日の台風でカーポートが破損し、金額を確認しないまま撤去作業をしてもらった。作業後、撤去代金 10 万円を請求された。高額すぎて納得いかない。（30 代男性 契約金額 10 万円）
- 交際中の男性が若者の会員の多いマルチ商法をしている。友人たちに投資用 USB を 50 万円で勧めているのを止めさせたい。（20 代女性 契約金額 56 万円）
- 20 年前に退会したはずの複合サービス会員権の会費を請求されている。無視していたら「訴訟手続き開始予告通知」が届いたが、どうすればよいか。
（40 代男性 請求金額 75,600 円）